一般社団法人
能登川地区まちづくり協議会

平成３０年度定時総会　議案書

日　時：平成３０年5月２６日(土)
午後１時30分～3時30分

会　場：能登川コミュニティセンター

ホップ♪ステップ♪のとがわ
一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
平成３０年度定時総会　次第

１　開　　会

２　開会挨拶

３　来賓挨拶

４　来賓紹介

５　議　　案

第１号議案　平成２９年度　事業報告

第２号議案　平成２９年度　決算報告

監査報告

第３号議案　平成３０年度　事業計画（案）

第４号議案　平成 30 年度　予算（案）

第５号議案　理事の選任（案）

６　閉会挨拶

参考１：一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款
参考２：組織図
参考３：会員名簿

別　紙：まちづくり計画書に掲げた事業の進捗状況

第１号議案　平成２９年度事業報告

【事業概要】

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会は、平成１９年３月の設立以来、地域に根差したまちづくり、地域の皆さんが安全で安心な暮らしができることに視点を置きながら活動を進めてきました。

また、平成２９年度は、「住みよい 住みたい 住み続けたい 水車のまち 能登川」をスローガンとする新しいまちづくり計画推進の初年度でもあり、計画に沿った新規事業に積極的に取組みました。

平成２９年度活動の特記的事項は次のとおりです。

- 5 月の総会において、能登川地区自治会連合会の役員 13 名、市民活動団体から 5 名（うち女性 3 名）の方に理事に就任して頂きました。
- 11 月 3 日（金）、「能登川病院をよくする会」が、「あしたのまち・くらしづくり活動賞・振興奨励賞」＜主催：（公財）あしたの日本を創る協会＞を受賞しました。
- 12 月 9 日（土）、「まち協ラジオかわらばん」が「わがまち協働大賞・特別賞」を、その推進者の今井陸之助氏が「同・協働コーディネート賞」を、東近江市長表彰として受賞しました。
- 自治会毎の懇談会「まちづくりカフェ」の開催、まちづくり委員視察研修（9 月 3 日（日））等により自治会とのパイプ強化に努めました。
- 自主防災活動を進めるにあたり、今年度は「防災教育チャレンジプラン」（内閣府主催）に参加し、研修会や防災マップづくり講習を行うとともに、各自治会に安否確認訓練の実施を要請し、手法として「タオルで合図の安否確認訓練」を推奨するなどの活動を行い、総括として 12 月 16 日（土）に活動成果発表会を開催しました
- 当協議会がこれまで進めてきた防災活動が、国立研究開発法人防災科学技術研究所の進めている「地域コミュニティにおける地域防災活動の継続展開に関する調査研究」の対象地区に選ばれ、調査のための支援を受けることになりました
- 1 月 13 日（土）、「新春のつどい」をやわらぎホールで開催しました。参加者は、会員・来賓等を含め 101 名で、親睦を深めました。
- 能登川コミュニティセンター利用者が大幅に増加しました。
  （29 年度 96, 645 名、28 年度は 85, 493 名）

Ⅰ　まちづくり部門

（＊事業名の後の「(新)」は、２９年度から新たに取り組んだ事業を示しています。）

まちづくり計画書（改定版）に記載された事業に対する取り組み状況と自己評価は、別紙のとおりです。

１．まちづくり事業部

（１）「まちづくり委員研修会」の開催

① 5/16(月)に２９年度まちづくり委員を対象に研修会を開催しました。

［内容］
- まちづくり計画の改定の内容説明
- 当協議会の活動紹介
- まちづくり委員の役割
- その他事項
  （自治会からの情報提供、懇談会の開催、「新てんこもり」原稿作成）

② 9/3(日)にまちづくり委員視察研修を行い、東近江市内の日本遺産３ヶ所を探訪しました。

（２）新春のつどいの開催（新）

- 1/13(土)、やわらぎホールにおいて、当協議会会員、行政、地域団体等１０１名の参加を得て開催し、親睦を深めました。

（３）イベント開催と応援

- ﾜｰﾙﾄﾞ ｻｲｸﾙ ﾍﾞｯｸ ｵﾝ ﾌｪｽﾀ（ふれあい運動公園、4/30(日)）、駅前チンドン夏まつり（7/15（日））、青年団ＢＯＮ！！おどり（8/13(日)）、文化祭（11/4(土)）、ライティングベル（12/16(土)～24(日)）等への応援参加及び模擬店出店をしました。

（４）「能」公演事業協力

- 6/24(土)に開催された「能」公演に、施設運営事業部、歴史・文化事業部とともに協力しました。

（５）「新てんこもり」自治会ページの更新

- ２自治会のページを追加更新しました。

（６）まちづくり計画の確定周知（新）

① 5/27(土)の総会において、「まちづくり計画書（改定版）」の説明をしました。

② その後、能登川地区全世帯に「まちづくり計画書（改定版）（概要版）」を配布しました。

（７）「能登川大好き人間大集合!」イベントの仕掛けづくり（新）

① 「第14回 2017 Lighting Bell in NOTOGAWA」に相乗りする形で次の活動をしました。

・みんなで作ろう！水力発電
　龍谷大学生＆能登川中学生と協働して水力（水車）発電にチャレンジし、ライティングベル会場にて期間中点灯しました。

・デジタルフォトプロジェクト

ライティングベル開催期間中にスマホ等で撮影したデジタル写真を募りました。42 点（11 名）の写真投稿あり、3/1～3/31 の間、コミセンで展示しました。。

② 1/13(土)に開催した「新春のつどい」の中で、「能登川ふるさとクイズ」を試行的に実施しました。

③ イベント時に協議会としての一体感・統一感を演出し、盛り上げるために、スタッフ用法被を 30 着製作しました。

（８）食のイベントの開催（新）

・「食の地産地消としての郷土料理の普及」、「能登川大好き人間大集合！」と連動させて実施しました。

（９）若者チャレンジ応援（新）

① 8/13(日)、「青年団ＢＯＮ!!おどり」（能登川青年団主催）に、市民活動団体にも声掛けして協議会として参加しました。

② 8/17(木)、能登川中学校生徒会（２年生 11 名と担任）との懇談会を開催しました。協議会から６名参加。個々の事業ごとに協働の可能性を探ることを確認。

③ 10/11(水)、能登川西小学校６年生の国語科授業（テーマ：自分達が願う未来の町についてのプレゼンテーション）に２名参加し、アドバイスを行いました。

（１０）「自治会とのワークショップ（まちづくりカフェ）」の開催

自治会との意見交換会「まちづくりカフェ」を、川南町自治会、佐生自治会、尾芝台自治会、林町自治会、およびレインボーシティ自治会と開催しました。

２．ふるさと散歩道事業部

（１）能登川のホットスポット発見

・ 能登川の新たな魅力を発掘するため、猪子山山頂付近の調査や雑草木の整備を行いました。

（２）ふるさと散歩道リーフレットによる観光情報提供とリーフレットの増刷

・「ふるさと散歩道リーフレット」をＪＲ能登川駅へ提供しました。また、リーフレットを２，０００部増刷しました。

（３）ふるさと散歩道ＤＶＤ鑑賞会の開催

・ 11/15(水）、コミセンにて史談会会員を対象に、ふるさと散歩道ＤＶＤの鑑賞会を開催しました。

３．広報事業部

（１）まちの情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」の発行

・年間６回（偶数月）発行し、能登川地区の全戸に配布しました。
（毎回約８，５００部）

（２）当協議会のホームページ、Facebook の運営

・ 随時に更新をしました。

（３）会員情報紙「のとまち協 NEWS」の発行

・ 毎月、当協議会の活動状況を周知しました。

配布先：当協議会会員（個人、自治会、団体、まちづくり委員）、能登川地区内の市民活動団体、公共機関等（毎回約２５０部）

（４）「まち協ラジオかわらばん」の放送と受賞

① 毎週土曜日午前８時から３０分間、ＦＭひがしおうみ（ラジオスイートＦＭ８１．５）にて放送しました。（年間５３回）

② 12 月９日（土）、八日市アピアで開催された東近江市市民活動推進交流会実行委員会主催の「わくわくコラボ村」において、東近江市長から次の表彰を受賞しました。

・ まち協ラジオかわらばん放送事業に対し「共に考え 共に創る わがまち協働大賞・特別賞」

・ 本事業における今井陸之助氏の功績に対し「同・協働コーディネート賞」

（５）環境こだわり農業の推進支援（事務局と連携）（新）

・ Facebook を通じて活動の広報を行いなした。

（６）ＳＮＳを活用した観光口コミ情報の収集と発信（事務局と連携）（新）

・ Facebook を通じて観光情報を発信しました。

（７）当協議会活動紹介のためのパネル展示

・ 文化祭（11/4(土)～5(日)）、わくわくこらぼ村（12/9(土)）の各会場で、当協議会の活動を紹介するパネルを展示しました。

４．健康福祉事業部

（１）健康福祉活動団体への支援と協働

・ 子育て支援と食育活動として、学童保育所、健康推進員と協働・連携し、学童保育所での「おやつ作り」等の事業を展開しました。

（２）「元気のつどい」の開催

・「減塩で健康を考えよう！」をテーマに、3/4(日)に開催しました。（１２０名参加）

（３）「認知症」理解・予防啓発活動

・「認知症による徘徊者の発見・声かけ訓練」実行委員会に参加し、11/11(土)に能登川地区１７自治会による訓練実施に協力しました。

（４）「婚活」事業

・ 市内協議会合同事業「婚活」実行委員会に参加し、12/1(日)に湖東・みすまの館でお出会いパーティーを開催しました。

（５）避難行動要支援者に対する支援活動

・8/31(木)の「避難行動要支援者避難支援制度に関する三者懇談会」（行政、のとがわ福祉の会、自治会）の開催を支援しました。

（６）郷土料理の普及（食の地産地消）（新）

①「新春のつどい」（1/13(土)）の中で、郷土料理（ホンモロコ、野菜等）を提供し PR しました。また、クイズの賞品として大中産の野菜の詰合せを提供しま

した。

② 健康推進員会議（1/22(月)）において、スゴモロコの飴だきを素材に通常の調理方法と減塩調理との味の比較を行いました。

③「元気のつどい」で、「伝統料理の減塩化」という切り口で啓発を行いました。

④ 日本遺産関連企画「琵琶湖の二つの内湖ｳｫｰｷﾝｸﾞ」の昼食として、郷土料理の提供（バイキング形式）を提案し、企画に盛り込みました。

（７）生活支援サービスの連携体制への参画（新）

① 8/31(木)の「避難行動要支援者避難支援制度に関する三者懇談会」に協議会として複数参加。連携会議の早期の開催を市社協に要請しました。

② 佐生自治会のまちづくりカフェ（11/4(土)、テーマ：避難行動要支援者避難支援）に社協職員１名が参加しました。

③ 能登川地区住民福祉活動計画推進会議（12/5(火)・2/16(金)）に参加しました。

④ 第２次東近江市地域福祉活動計画フォーラムに参加し、プレゼンテーションを行いました（12/17(日)）。

⑤ ひがしおうみ見守りフォーラム（1/27(金)）・地域のつながり再発見セミナー（2/13(火)）に参加しました。

⑥ 「市内福祉施設見学会」（1/22(月)）に参加しました。

⑦ NPO 法人三方よし研究会市民公開講座「認知症になっても安心して暮らせる地域つくり」（3/21(水・祝)）に参加しました。

⑧協議会の広報媒体を通じて、NPO 等の活動を紹介しました。

（８）「能登川病院をよくする会」活動の実施

① 次の活動を行いました。

【日常活動】

- 会話チーム（入院患者さんの話し相手をする）：年間１７３回
  ＊１２月中旬より３月末まで、インフルエンザ流行により活動休止
- 美化・植栽チーム（病院外周の美化をする）：年間３６回
- 病院と「能登川病院をよくする会」事務局との意見交換会：年間１２回
- 活動紹介（情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」に折り込み）：
  年間６回

【その他の活動】

- 7/ 8(土)：能登川病院をよくする会 総会
- 8/ 3(木)：湖東病院、日野記念病院の見学
- 3/17(土)：会話チーム 懇親会
- 3/23(金)、30(金)：医師離任式

② 表彰の受賞

- 11/3(金)、（公財）あしたの日本を創る協会の「平成 29 年度 あしたのまち・くらしづくり活動賞・振興奨励賞」を受賞しました。

５．環境事業部

（１）やすらぎの花公園の管理運営

・ お花畑の整地・造成、花苗植えを行いました。

（２）フラ輪―プロジェクト協働

・ 能登川中学校生徒会活動である「フラ輪ープロジェクト」（学校周辺を花で飾る活動）に協力し、能登川駅西口、東口にフラワーポットを設置し、継続的な水遣りを行いました。

（３）廃食油の回収

・ ２３自治会及びコミセン（３月末現在）で月１回第３木曜日に廃食油回収をしました。（奇数月は当協議会が、偶数月は業者が回収）

＊回収量は年間約３，０００リットル。

（４）段ボールコンポスト利用促進とゴミの減量化

・ 段ボールコンポストを販売しました。（実績：８９個）

・ ７，１１，３月の３回、講習会を開催しました。

（５）能登川コミュニティセンター周辺の環境整備

・ 湖東地区まちづくり協議会、施設ボランティア「であい」との協働で、能登川コミュニティセンター周辺や能登川支所玄関に花壇を設置しました。

（６）東近江市琵琶湖岸等の清掃、環境整備

・ 7/4(火)、栗見出在家地先での「びわ湖一斉清掃」に参加しました。

・ 11/30(木)、「環境美化の日」において、葉枝見橋付近の愛知川左岸河川敷の一斉清掃に参加しました。

（７）地域のボランティア団体との連携協力

・ 猪子山繖山系木道補修整備を、毎月１回のペースで実施しました。

（８）「伊庭の水辺景観」等の保全・活用に対する支援（新）

・ まちづくり委員を対象にした現地視察として、日本遺産に認定された景観・町並み（伊庭・五個荘金堂・奥永源寺）を視察しました（9/3(日)、19 名参加）。

・ 伊庭のまちづくりに参画している龍谷大学政策学部（深尾ゼミ東近江班）学生による活動報告会に参加しました（2/18(日)）。

また、その成果物である「伊庭物語」を 50 部購入しました。

・ 伊庭内湖の美しい風景をホームページ上に公開しました（H30.３月～）。

（９）水文化の普及啓発（新）

・ 「水文化」の事例を Facebook を通じて掘り下げて紹介しました。

・ 「にじまち（まちづくりネット東近江広報誌）VOL18」で「暮らしと共にある水の恵み」の特集記事が掲載されました（杉浦歴史・文化部長が現地案内）。

６．安全・安心事業部

（１）防災教育チャレンジプランへの参加

・ 内閣府の主催する防災教育チャレンジプランに参加し、地区活動への助成を

得ました。

（２）防災研修会の開催

① 自主防災活動リーダー研修会（6/17(土)、44 自治会 123 名参加）

② 自主防災活動成果発表会（12/16(日)、28 自治会 56 名参加）

③ 防災マップ講習会（7/28(金)、8/25(金)、9/22(金)、8 自治会 21 名参加）
ただし 8/25 は、「台風５号対応検討会」に変更して開催

（３）能登川地区地域防災検討会の開催

・ 能登川地区の防災活動のあり方や課題等を検討し、地域の防災活動に反映させるために、これまで自治会での防災活動に携わってこられたメンバーに呼びかけて、４月から毎月開催しました。（平均参加者数 8 名）

（４）安否確認訓練の実施

①全自治会に呼びかけて、各自治会での安否確認訓練を実施していただきました。（37 自治会が実施）

②能登川地区一斉安否確認訓練日を設けて実施しました。（10/28(土)、11 自治会参加）

③「タオルで合図の安否確認訓練」を奨励しました。

（５）他地域・団体との連携

①滋賀県地域防災アドバイザーとして、他地区の防災活動に参加しました。

②防災科学技術研究所主催の「防災 Web」で、地域防災パネルディスカッションに参加しました。

③名古屋市の「Dochube」主催「地域防災研究会」に参加しました。（年６回開催）

④防災科学技術研究所の「地域コミュニティに関する防災活動継続展開に関する調査研究」の対象地区に選ばれ、過去の資料整理に支援協力を得ました。

（６）九州北部豪雨被災地へ災害復旧活動支援金として送金

・ 東近江市社会福祉協議会と相談し、社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会へ送金しました。

７．歴史・文化事業部

（１）猪子山古墳群の整備、里山（森林）整備

・「猪子山森林再生プロジェクト」事業（能登川南小学校、県立八日市南高校、猪子町自治会等）に参加し、次の活動をしました。

・ 毎月、古墳周辺と見学ルートの整備（竹の伐採、下草刈り等）

・ 6/30(金)、8/31(火)に５・６年生が実施する猪子山森林再生活動（竹の伐採、植樹、草刈り作業等）の事前準備作業に協力

（２）「能」公演事業協力

6/24(土)に開催された「能」公演に対し、施設運営事業部、まちづくり事業部とともに協力しました。

（３）「映像で見る「能登川」再発見！」の実施（新）

・旧能登川町が作成した映像記録のＤＶＤ化をしました。

（16㎜フイルム１本、ビデオテープ４本・能登川博物館所蔵）

・「映像で見る懐かしの能登川」上映会を、1/21(日)に、東近江市埋蔵文化センターで開催しました。（２０名参加）

（４）「JR ふれあいハイキング」の企画提案とガイドの実施（新）

・能登川地区内で（一社）東近江市観光協会が実施する「JR ふれあいハイキング」の企画提案と当日のガイドを行いました。また、日本遺産関連企画「琵琶湖の二つの内湖ウォーキング」の当日のボランティアガイドを３回計画しましたが、荒天や参加者が少ない等の理由ですべて中止となりました。

８．施設運営事業部

（１）能登川コミュニティセンターホール、やわらぎホールを利用した自主イベントの開催計画策定と実行

①「能」公演の開催

・ 6/24(土)にコミュニティセンターホールで「能装束着付実演と能『安達原』」公演（主催：滋賀能楽文化を育てる会）を当協議会協賛で開催しました。

②「笑福亭智丸の会 in 能登川」の開催

・ 10/ 7(土)にコミュニティセンターホールで「笑福亭智丸の会 in 能登川」（主催：東近江笑いの会）を当協議会協賛で開催しました。

（２）やわらぎの郷公園の利用促進のためのイベント開催

・ 次のイベントをやわらぎの郷公園で開催しました。

・ 4/8(土)～9(日)：さくらを観る日

・ 4/22(土)：まち協会長杯グラウンドゴルフ大会

（能登川グラウンドゴルフ協会協力）

・ 5/ 5(金)：こどもの日わんぱくフェスタ

・ 6/ 6(火)：まち協会長杯ゲートボール大会

（能登川ゲートボール連盟協力）

・ 8/25(金)：まち協杯ゲートボール大会

・10/28(土)：親子フェスタ

・ 3/24(土)：まち協杯グラウンドゴルフ大会

（３）指定管理施設を活用した新しいコミュニティの形成と居場所づくり（新）

・市民活動団体がコミュニティセンターを拠点に同センターの活動と有機的に連携しながら活動できる機会の創出に努めました。

・「魚のゆりかご水田協議会」（栗見出在家町）の料理教室とコミセン事業とのコラボが実現（12/12(火)）。

・「能」公演（6/24（土））に能登川中学校３年生全員を招待。（入場料を協議会で全額負担）。

・ ４小学校の６年生（約 200 名）を対象に、能登川コミュニティセンターホールで、びわ湖ホール声楽アンサンブルによる公演を H30.11.8 に実施することを決定。

９．事務局

（１）当協議会の総務業務

会議の開催

- 総会：１回（5/27(土)）
- 理事会：６回（内、２９年度理事による理事会は５回）
- 運営委員会：１２回
- 事業部長会：４回
- 正副会長会：４回

（２）用具の貸し出し、印刷等のサービスの提供

- 簡単テント、プロジェクター等の貸し出し、長尺印刷等のサービスを提供しました。

（３）環境こだわり農業の推進支援（広報事業部と連携）（新）

・「魚のゆりかご水田協議会」活動（栗見出在家町）の広報に協力するとともに、同活動にも参画しました。

（４）ＳＮＳを活用した観光口コミ情報の収集と発信（広報事業部と連携）（新）

・協議会独自の観光情報については、Facebook を通じて発信中。

（５）雇用確保のための官民協働の取組み（新）

・東近江市主催の合同就職面接会（8/4(金)、2/3(土)）が能登川コミュニティセンターで開催されることの周知に協力しました。

（６）当協議会への来訪団体への対応

- あわら市本庄公民館

  7/9(日)、２０名。協議会立ち上げの経緯と現状について

- 美濃加茂市市民協働部まちづくり課

  1/25(木)、６名。法人化について、施設管理の進め方等

Ⅱ 指定管理部門

（１）能登川コミュニティセンターの施設管理運営と生涯学習（文化）事業等の実施

次頁の表参照

（２）やわらぎホールの施設管理運営

（３）やわらぎの郷公園の施設管理運営

（４）各施設の利用者数

施　　設	H２９年度利用者数	（参考） H２８年度利用者数
能登川コミュニティセンター	９６，６４５	８５，４９３
やわらぎホール	１８，５０９	１５，９４９
やわらぎの郷公園	２８，８７４	２６，５１３

平成29年度能登川コミュニティセンター事業報告

1. 生涯学習（文化）事業

事　業　名	内　容　等	参　加　者　等
講　座	初夏のガーデニング講座 おいしいコーヒーの淹れ方教室 体幹トレーニング講座 プッシュドノエル＆ガレットづくり教室 おいしいコーヒーの淹れ方教室	6･7月 3回　（15名） 7月 1回　（18名） 9･10月 4回　（20名） 12月　1回　（14名） 2月　1回　（20名）
あじさいまつり （能登川地区文化協会）	6月3日（土）～4日（日） ダンスパーティ･歴史講話･芸能発表会･展示･囲碁将棋大会	展示　3サークル 催し　4サークル 発表　14サークル 参加者数 延400名
能登川水車塾 （55歳以上対象･ 受講生87名）	開講式＆講演（ロコモ予防運動） 歴史講話（水の恵み、歴史をたどる） 映画鑑賞 館外学習（知恩院･観劇） 体力づくり（イスヨガにチャレンジ） 文化祭にいこう ものづくり（お正月飾り） 閉講式＆コンサート	6月29日（87 名） 7月20日（73 名） 8月24日（80 名） 9月20日･27日（62 名） 10月11日（76 名） 11月4日･5日（72 名） 12月14日（64 名） 2月22日（78 名）
第59回 能登川地区文化祭 （菊花展 11/1～11/5）	ダンスパーティ（11/3） 囲碁･将棋大会（11/4･5） 歴史講話（11/4） 青少年育成大会（11/4） 芸能発表会（11/5）	展示　14サークル 催し　11サークル 発表　217サークル 参加者数 延2,600名
能登川地区子ども芸術展	中･小･幼･保･学童･子ども会 優秀賞　128 点 （総数 1,935 点）	12 月1日（金）～ 12月3日（日） 参加者数 延4,800名

2. 生涯スポーツ事業

事　業　名	開　催　日	参　加　者　等
第 12 回 ドラゴンカヌー大会 （市体協･地区体協）	7月16日（日）	市民:33チーム 親善:35　〃（内女子9）
第 54回能登川地区 市民運動会	10月8日（日）	（24自治会） 2,000名
学校体育施設開放事業	定期的に運営委員会の開催･調整	（東西南北小学校･中学校）

3.人権・青少年事業

事　業　名	開　催　日	参　加　者　等
能登川地区 青少年育成大会 あいさつ運動 愛のパトロール	11月4日(土) 講演:妃白ゆあ氏「好きこそものの上手なれ」 学校・園の行事(入学式・運動会・文化祭・始業式・卒業式等) 17回実施(19:30～巡回)	500 名 青少年育成会議能登川支部 青少年育成・地域教育協議会委員
能登川地区 地域教育協議会	学区(東・西・南・北)ごとの取り組み	ふれあいラジオ体操 (12,000 枚)配布
能登川地区 人権のまちづくり協議会研修会 〃　(認知症研修会) 町別懇談会 館外研修(米原:三吉会館)	4 月 20日(木) 10 月 28日(土) 7 月 19 日～12 月 16 日 8 月 27 日(日)	115名 260名 1,604名 27名
二十歳のつどい	1月7日(日)	217名

4，自治会連合会及び地域事業

事　業　名	開　催　日	内　容　等
自治会連合会 総会 自治連役員会 自治連役員会 自治連県外研修会 市政懇話会 第2回自治会連合会	4月22日(土) 6月 6日(火) 8月21日(月) 11月17日(金) 11 月21日(火) 1月20日(土)	役員選出と諸連絡 市政要望と研修計画等 市政懇話会に向けて 福井防災センター 能登川地区の課題について 来年度事業計画等
第 25回 能登川ふれあいフェア	10月15日(日)	ふれあい運動公園 **雨天により中止**

【その他】
＊施設ボランティア「であい」(コミセン施設環境美化・二十歳のつどい支援)
＊文化協会加入サークル：６１団体
＊平成２９年度利用者数：９６，６４５名（前年度８５，４９３名。１３％増）

第2号議案　平成29年度決算報告

貸　借　対　照　表

平成30年3月31日現在

単位：円

科目		当期決算額	前期比較	
			前期実績	増減額
資産の部	【流動資産】			
	現金預金	7,695,271	6,117,590	1,577,681
	未収入金	1,209,871	200,000	1,009,871
	流動資産計	8,905,142	6,317,590	2,587,552
	【固定資産】			
	長期性預金	5,051,636	5,051,624	12
	固定資産計	5,051,636	5,051,624	12
	資産の部　計	13,956,778	11,369,214	2,587,564
負債の部	【流動負債】			
	未払金	5,529,641	4,693,256	836,385
	預り金	814,413	666,576	147,837
	流動負債計	6,344,054	5,359,832	984,222
	負債の部　計	6,344,054	5,359,832	984,222
純資産の部	【利益剰余金】			
	基金積立金	5,051,624	5,051,624	0
	繰越利益剰余金	2,561,100	957,758	1,603,342
	純資産の部　計	7,612,724	6,009,382	1,603,342
負債・純資産の部　計		13,956,778	11,369,214	2,587,564

損　益　計　算　書

自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日

単位：円

科目				当期決算額	予算比較	
					予算額	増減額
経常損益	経常収益	東近江市交付金		5, 703, 000	5, 703, 000	0
		指定管理料		62, 287, 000	62, 287, 000	0
		その他の収入		2, 344, 902	507, 000	1, 837, 902
		経常収益　計		70, 334, 902	68, 497, 000	1, 837, 902
	経常費用	人　件　費		25, 674, 486	25, 868, 000	-193, 514
		管理事務費	まちづくり部門	1, 657, 837	1, 356, 000	301, 837
			指定管理部門	34, 517, 513	34, 316, 000	201, 513
			管理事務費　計	36, 175, 350	35, 672, 000	503, 350
		事業費	まちづくり部門	4, 619, 293	4, 607, 000	12, 293
			指定管理部門	2, 262, 431	2, 350, 000	-87, 569
			事業費　計	6, 881, 724	6, 957, 000	-75, 276
		経常費用　計		68, 731, 560	68, 497, 000	234, 560
	経常利益			1, 603, 342	0	1, 603, 342
税引前当期純利益				1, 603, 342	0	1, 603, 342
当期純利益				1, 603, 342	0	1, 603, 342

繰越剰余金（２８年度から）	6, 009, 382	6, 009, 382	0
繰越剰余金（３０年度へ）	7, 612, 724	6, 009, 382	1, 603, 342

経常収益の当期決算額が予算より約1, 838千円増加しているのは、主に、
当初予算には計上していなかった次の収入があったため

利　益　処　分（案）

単位：円

科　　目	当期決算額	前期比較	
		前期実績	増減額
繰越利益剰余金			
前期繰越利益剰余金	957,758	1,804,985	-847,227
当期純利益	1,603,342	-847,227	2,450,569
繰越利益剰余金計	2,561,100	957,758	1,603,342
利益処分額			
基金積立金	980,012	0	980,012
次期繰越利益剰余金	1,581,088	957,758	623,330

付属明細書（貸借対照表）

平成３０年３月３１日現在

1. 資産の部

単位：円

科目			当期決算額	部門別内訳	
				まちづくり部門	指定管理部門
流動資産	現金預金	一般会計	420, 057	420, 057	0
		災害復旧支援活動会計	0	0	0
		基金会計	4, 559	4, 559	0
		まちづくり部門 計	424, 616	424, 616	0
		コミュニティセンター	5, 976, 704	0	5, 976, 704
		やわらぎホール	580, 858	0	580, 858
		やわらぎの郷公園	713, 093	0	713, 093
		指定管理部門 計	7, 270, 655	0	7, 270, 655
		合計	7, 695, 271	424, 616	7, 270, 655
	未収入金		1, 209, 871	1, 051, 440	158, 431
	合計		8, 905, 142	1, 476, 056	7, 429, 086
固定資産		まちづくり部門長期性預金	5, 051, 636	5, 051, 636	0
合計			13, 956, 778	6, 527, 692	7, 429, 086

2．負債の部

単位：円

科目			当期決算額	部門別内訳	
				まちづくり部門	指定管理部門
流動負債	未払金	まちづくり部門・一般会計	251, 647	251, 647	0
		コミュニティセンター	5, 212, 467	0	5, 212, 467
		やわらぎホール	0	0	0
		やわらぎの郷公園	65, 527	0	65, 527
		合計	5, 529, 641	251, 647	5, 277, 994
	預り金	まちづくり部門・一般会計	0	0	0
		コミュニティセンター	656, 763	0	656, 763
		やわらぎホール	135, 450	0	135, 450
		やわらぎの郷公園	22, 200	0	22, 200
		合計	814, 413	0	814, 413
	合計		6, 344, 054	251, 647	6, 092, 407

3. 純資産の部

単位：円

科目		当期決算額	部門別内訳	
			まちづくり部門	指定管理部門
基金積立金		5, 051, 624	5, 051, 624	0
繰越利益剰余金	前期繰越利益剰余金	957, 758	243, 116	714, 642
	当期純利益	1, 603, 342	981, 305	622, 037
	合計	2, 561, 100	1, 224, 421	1, 336, 679
合計（３０年度への繰越剰余金）		7, 612, 724	6, 276, 045	1, 336, 679

付属明細書（損益計算書）

平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日

単位：円

科　　目			当期決算額	部門別内訳	
				まちづくり部門	指定管理部門
経常損益	経常収益	東近江市交付金	5, 703, 000	5, 703, 000	0
		指定管理料	62, 287, 000	0	62, 287, 000
		その他の助成金	198, 280	198, 280	0
		指定事業収入	151, 000	0	151, 000
		自主事業収入	150, 000	0	150, 000
		収益事業収入	1, 557, 788	1, 154, 690	403, 098
		その他の収入	287, 834	202, 465	85, 369
		合計	70, 334, 902	7, 258, 435	63, 076, 467
	経常費用	人件費	25, 674, 486	0	25, 674, 486
		管理事務費	36, 175, 350	1, 657, 837	34, 517, 513
		事業費	6, 881, 724	4, 619, 293	2, 262, 431
		合計	68, 731, 560	6, 277, 130	62, 454, 430
	経常利益		1, 603, 342	981, 305	622, 037

繰越剰余金（２８年度から）	6, 009, 382	5, 294, 740	714, 642
繰越剰余金（３０年度へ）	7, 612, 724	6, 276, 045	1, 336, 679

平成３０年４月２４日

監査報告

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

監事　荻　野　　忍

監事　田中孫一郎

平成２９年度の事業報告及び決算報告に関する監査について、次のとおり報告します。

１　監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、全てにわたり共同で監査を実施しました。

具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

２　監査の結果

（１）事業報告及び決算報告は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。

（２）理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実はありません。

（３）当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。

（４）計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての点において適正に表示しています。

以上

第３号議案　平成３０年度事業計画（案）

【概要】

平成３０年度は新しい「まちづくり計画書」に基づく事業展開の２年目であり、前年度に続いて、各種事業を発展継続させます。

住民の皆さまや自治会、市民活動団体、行政との連携を更に強化し、「住みよい 住みたい 住み続けたい 水車のまち 能登川」の実現に向け、活動を進めます。

具体的には、前年度からの「まちづくり計画」の進捗状況を精査し、計画の推進に取り組みます。

様々な地域課題の解消に向け、特に、自治会との連携を深めます。そのため、まちづくり委員との連携強化を図るとともに、「まちづくりカフェ」の開催頻度の向上を模索します。

市民活動団体との協働は、地域の個性を生かしたまちづくりを目指すうえで欠かせず、フラットな関係のなかで、真摯な連携を図ります。

行政とは、重要な協働のパートナーとして、今まで通りの連携を密にしてまいります。

組織的には、まちづくり８事業部門や指定管理部門の独立性を担保しながらも、事業内容によって、部門間の横の連携を図り、全体的な相乗効果を打ち出します。

Ⅰ まちづくり部門

１．まちづくり事業部

（１）まちづくり委員研修会（現地研修を含む）

（２）まちづくりカフェの開催（自治会懇談会・テーマ別懇談会）

（３）フリートーク（円卓会議）の定例開催（2ヶ月に１回を目途）

（４）イベント開催と応援

（５）「新てんこもり」自治会ページの更新

（６）「能登川大好き人間大集合!」イベントの仕掛けづくり

（７）食のイベントの開催

（８）若者のチャレンジ応援

（９）年間を通じた、まちづくり支援制度の相談窓口（「つなぎ役」）

２．ふるさと散歩道事業部

（１）猪子山の「岩神山」ものがたりリーフレットの作成および看板の設置

（２）散歩道リーフレットの増刷

（３）「ふるさと散歩道」ルート散策会開催や、探訪団体の案内

（４）JR能登川駅での観光情報提供

（５）「ふるさと散歩道」ビデオの関係機関への配布

３．広報事業部

（１）まちかど情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」の発行

（２）まちづくり協議会ホームページ、Facebookの運営

（３）会員情報紙「のとまち協NEWS」の発行

（４）「FMひがしおうみ」（ラジオスイートFM81.5）の放送

（５）環境こだわり農業の推進（事務局と連携）

（６）SNSを活用した観光口コミ情報の収集と発信（事務局と連携）

４．健康福祉事業部

（１）健康福祉活動団体への支援と協働

・のとがわ福祉の会

・健康推進員協議会

・ほほえみ

・学童保育所

（２）「元気のつどい」の開催

（３）郷土料理の普及（食の地産地消）

（４）生活支援サービスの連携体制への参画

（５）「能登川病院をよくする会」活動の実施

５．環境事業部

（１）やすらぎの花公園の管理運営

（２）フラ輪一プロジェクト支援

（３）廃食油の回収

（４）段ボールコンポスト利用促進とゴミの減量化

（５）能登川コミュニティセンター周囲の環境整備

（６）東近江市琵琶湖岸等の清掃、環境整備

（７）地域のボランティア団体との連携協力

（８）「伊庭の水辺景観」等の保全・活用に対する支援

（９）水文化の普及啓発

６．安全・安心事業部

（１）自主防災活動リーダー研修会の開催　　６月

①自治会単位の防災訓練への支援　　５月～１１月

②タオル式安否確認訓練の奨励

（２）新設防災音声端末機での全戸一斉防災訓練　　９月（防災の日）

・ シェイクアウト＋タオル掲示

（３）自主防災活動成果発表会の開催　　１１月

・ 自治会活動事例発表

（４）東近江市主催「防災リーダー養成講座」（７回コース）への参加者募集

（５）地区防災検討会（安全・安心事業部会）　　毎月開催

７．歴史・文化事業部

（１）猪子山古墳群の整備・里山（森林）整備

・「猪子山森林再生プロジェクト」事業協力

（能登川南小学校・県立八日市南高校・猪子町自治会等）

・５、８、11 月：竹の伐採、下草刈り、植樹作業、竹垣作り等

・毎月最終月曜日：古墳周辺と見学ルートの整備（竹の伐採、下草刈り等）

（２）「能公演」、「びわ湖ホール声楽アンサンブル公演」事業協力（まちづくり事業部、施設運営事業部と連携）

（３）映像で見る「能登川再発見！」

・「懐かしの能登川」上映会の実施、映像記録の収集

（４）能登川地区内で（一社）東近江市観光協会が実施する「ＪＲふれあいハイキング」の企画提案を行い、当日のボランティアガイドを実施し、その養成を図る。

（５）猪子山を拠点とした異世代交流体験を実施する。

８．施設運営事業部

（１）能登川コミュニティセンターホール、やわらぎホールを利用した自主イベントの開催計画策定と実行

・「能」公演、「びわ湖ホール声楽アンサンブル」公演、「能登川寄席」他

（２）やわらぎの郷公園の利用促進のためのイベント開催

・グラウンドゴルフ大会やゲートボール大会の開催

・親子フェスタの開催

・観桜会の開催（4 月）

・子どもの日公園開放（5 月）

・その他、時期に即したイベントの開催

（３）先進地見学

（４）指定管理施設を活用した新しいコミュニティの形成と居場所づくり

９．事務局

（１）当協議会の総務業務

（２）簡単テント・プロジェクター等の貸出し、長尺印刷等の提供

（３）環境こだわり農業の推進（広報事業部と連携）

（４）SNS を活用した観光口コミ情報の収集と発信（広報事業部と連携）

（５）雇用確保のための官民協働の取組み

Ⅱ 指定管理部門

（１）能登川コミュニティセンターの施設管理運営と生涯学習（文化）事業等の実施（次頁の表参照）

（２）やわらぎホールの施設管理運営

（３）やわらぎの郷公園の施設管理運営と自主事業の実施

Ⅲ 活動団体連絡会

「東近江市協働のまちづくり条例」（18 条）に則り、市民、とりわけ、市民活動団体相互の交流を深め、協働を推進し、地域課題の解決に向けて、適宜、会議等を開催し方策を検討する。

（１）新春のつどい開催

平成３０年度　能登川コミュニティセンター事業計画

１．生涯学習（文化）事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日
講座（現代的・社会的課題に応える講座、講演。子どもを対象とした講座等）	能登川コミュニティセンター	開催日・講座内容は「コミセンだより・ホップ♪ステップ♪のとがわ」で案内
文化講演会	能登川地区文化協会	５月２０日（日）
第６０回 能登川地区文化祭 （菊花展 10/30～11/4）	能登川地区文化祭実行委員会	１１月３日（土） ～４日（日）
能登川地区子ども芸術展	能登川地区子ども芸術展 実行委員会	１１月３０日（金） ～１２月２日（日）
能登川水車塾	能登川コミュニティセンター	６月～２月まで （全８回）

２．生涯スポーツ事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日
第２５回ドラゴンカヌー ヤングフェスティバル	能登川青年団	７月　８日（日）
第１３回東近江市 ドラゴンカヌー大会	東近江市スポーツ協会 東近江市 東近江市教育委員会 能登川地区スポーツ協会	７月１５日（日）
第５５回能登川地区 市民運動会	能登川地区スポーツ協会	１０月７日（日）

３．人権・青少年事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日
町別懇談会 人権研修会 県外研修会	能登川地区 人権のまちづくり協議会	７月～１２月
青少年健全育成事業 能登川地区青少年育成大会 （あいさつ運動・愛のパトロール等） 少年補導員会事業 （巡回パトロール・ペープサート公演等）	東近江市青少年育成市民会議 能登川支部 能登川地区少年補導員会 （東近江少年センター）	１１月　３日（土） パトロールは通年 通年
青少年団体（青年団・子ども会等）の育成支援	能登川コミュニティセンター	通年

４．地域事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日
第２６回 能登川ふれあいフェア	ふれあいフェア実行委員会	１０月２１日（日）

＊施設ボランティア「であい」（施設環境美化活動支援）
＊学区地域教育協議会への支援（東・西・南・北）

第4号議案　平成30年度予算（案）

損　益　計　算　書

自　平成30年4月1日　　至　平成31年3月31日

単位：円

科　目		金　額
経常損益		
経常収益		
東近江市交付金	5,418,000	
指定管理料	62,190,000	
その他の収入	826,400	
経常収益計		68,434,400
経常費用		
人件費	25,868,000	
事務・管理費		
まちづくり部門 事務・管理費	1,421,000	
指定管理部門 事務・管理費	34,400,400	
事務・管理費　計	35,821,400	
事業費		
まちづくり部門 事業費	4,757,000	
指定管理部門 事業費	2,288,000	
事業費　計	7,045,000	
経常費用計		68,734,400
経常利益		-300,000
税引前当期純利益		-300,000
当期純利益		-300,000

繰越剰余金（２９度から）	7,612,724
繰越剰余金（３１年度へ）	7,312,724

付　属　明　細　書（損益計算書）

平成３０年度　部門別予算（案）

自 平成30年4月1日　至 平成31年3月31日

単位：円

科目				予算	前年度実績	前年度比増減額
経常損益	まちづくり部門	繰越剰余金（29年度から）		6,276,045	5,294,740	981,305
		経常損益	収益	交付金	5,418,000	5,703,000	-285,000
				その他の収入	460,000	1,555,435	-1,095,435
				収益　計	5,878,000	7,258,435	-1,380,435
			費用	人件費	0	0	0
				事務・管理費	1,421,000	1,657,837	-236,837
				事業費	4,757,000	4,619,293	137,707
				費用　計	6,178,000	6,277,130	-99,130
			利益		-300,000	981,305	-1,281,305
		繰越剰余金（31年度へ）			5,976,045	6,276,045	-300,000
	指定管理部門	繰越剰余金（29年度から）			1,336,679	714,642	622,037
		経常損益	収益	指定管理料	62,190,000	62,287,000	-97,000
				その他の収入	366,400	789,467	-423,067
				収益　計	62,556,400	63,076,467	-520,067
			費用	人件費	25,868,000	25,674,486	193,514
				事務・管理費	34,400,400	34,517,513	-117,113
				事業費	2,288,000	2,262,431	25,569
				費用　計	62,556,400	62,454,430	101,970
			利益		0	622,037	-622,037
		繰越剰余金（31年度へ）			1,336,679	1,336,679	0
	合計	繰越剰余金（29年度から）			7,612,724	6,009,382	1,603,342
		経常損益	収益	交付金	5,418,000	5,703,000	-285,000
				指定管理料	62,190,000	62,287,000	-97,000
				その他の収入	826,400	2,344,902	-1,518,502
				収益　計	68,434,400	70,334,902	-1,900,502
			費用	人件費	25,868,000	25,674,486	193,514
				事務・管理費	35,821,400	36,175,350	-353,950
				事業費	7,045,000	6,881,724	163,276
				費用　計	68,734,400	68,731,560	2,840
			利益		-300,000	1,603,342	-1,903,342
		繰越剰余金（31年度へ）			7,312,724	7,612,724	-300,000

繰越剰余金には、基金積立金を含む

【参考】

平成３０年度　一般社団法人能登川地区まちづくり協議会役員（案）

（順不同・敬称略）

役　職		氏　名	備　考
理事		藤居　正博	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会会長
理事		四方　秀亮	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会副会長
理事		村林　又藏	前年度能登川地区自治会連合会会長
理事		河村　松男	能登川地区自治会連合会会長
理事		小澤　正三	能登川地区自治会連合会副会長
理事		夏原　秀樹	能登川地区自治会連合会副会長
理事		清水　義彦	能登川地区自治会連合会幹事
理事		井口　弥一郎	能登川地区自治会連合会幹事
理事		竹腰　和夫	能登川地区自治会連合会幹事
理事		山本　俊夫	能登川地区自治会連合会幹事
理事		須貝　群二郎	能登川地区自治会連合会幹事
理事		山林　富雄	能登川地区自治会連合会幹事
理事		村西　宏	能登川地区自治会連合会幹事
理事		村林　則夫	能登川地区自治会連合会幹事
理事		加藤　誠一	能登川地区自治会連合会監事
理事		田井中　惠	能登川地区自治会連合会監事
理事		北岡　芙美子	能登川地区文化協会会長
理事		北村　鎰子	東近江市能登川赤十字奉仕団副委員長
理事		小松　安希子	能登川地区子ども会指導者連絡協議会会長
理事		北﨑　富三	東近江市老人クラブ連合会能登川ブロック会長
理事		里田　起明	能登川地区スポーツ協会理事長
理事		居原田　善嗣	能登川コミュニティセンター館長、やわらぎホール館長

監事		荻野　忍	元能登川地区自治会連合会会長
監事		田井中弥一郎	東近江市能登川支所長

第５号議案　理事の選任（案）

提案の理由：定款第２８条第２項に定める任期満了のため。

退任理事＜敬称略＞

村林　又藏　（平成２９年度 能登川地区自治会連合会会長）
村川　幸市郎（同 能登川地区自治会連合会副会長）
青木　新次　（同 能登川地区自治会連合会副会長）
小林　重治　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
北村　庄太郎（同 能登川地区自治会連合会幹事）
椎　　秀和　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
堤　　剛　　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
田井中　誠　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
上田　米治　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
中川　博次　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
松原　吉藏　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
大西　由治　（同 能登川地区自治会連合会監事）
沖　　利貢　（同 能登川地区自治会連合会監事）

選任理事＜敬称略＞

村林　又藏　（平成２９年度 能登川地区自治会連合会会長）
河村　松男　（平成３０年度 能登川地区自治会連合会会長）
小澤　正三　（同 能登川地区自治会連合会副会長）
夏原　秀樹　（同 能登川地区自治会連合会副会長）
清水　義彦　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
井口　弥一郎（同 能登川地区自治会連合会幹事）
竹腰　和夫　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
山本　俊夫　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
須貝　群二郎（同 能登川地区自治会連合会幹事）
山林　富雄　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
村西　宏　　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
村林　則夫　（同 能登川地区自治会連合会幹事）
加藤　誠一　（同 能登川地区自治会連合会監事）
田井中　惠　（同 能登川地区自治会連合会監事）

※上記の選任された理事の任期は、定款第２８条第２項に定めるとおりである。
ただし、村林　又藏氏については、定款第２８条第４項に定めるとおりである。

参考１

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款

第１章　総則

（名称）
第１条　当法人は、「一般社団法人能登川地区まちづくり協議会」と称し、愛称を「ホップ♪ステップ♪のとがわ」とする。

（主たる事務所等）
第２条　当法人は、主たる事務所を、滋賀県東近江市に置く。

（目的）
第３条　当法人は、住民自らが考え行動することにより、能登川地区の良さを次代へ継承するとともに、この地区で誇りを持って暮らし続けられるよう、能登川地区のまちづくりを進めることを目的とし、次の事業を行う。

（１）能登川地区のまちづくり事業
　（ア）能登川地区のまちづくり計画の策定
　（イ）まちづくりにかかる事業の企画・立案
　（ウ）まちづくりにかかる広報・啓発
　（エ）まちづくりにかかる事業
（２）公共施設の指定管理事業
（３）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）
第４条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

（機関の設置）
第５条　当法人は、理事会および監事を置く。

第２章　会員

（種別）
第６条　当法人の会員は、能登川地区に在住および在勤、在学するすべての人と能登川地区の活動団体で構成する。会員は次の３種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（１）正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
（２）準会員：能登川地区各自治会のまちづくりに関する代表者
（３）賛助会員：当法人の事業を援助するために入会した個人または団体

（入会）
第７条　正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会

員または賛助会員となる。
　準会員は、自治会から提出の選出届をもって入会申込書とする。

（入会金および会費）
第８条　正会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（任意退会）
第９条　正会員および賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
　準会員は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退会とする。

（除名）
第１０条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
（３）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格の喪失）
第１１条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）会費の納入が継続して１年以上なされなかったとき。
（２）総正会員が同意したとき。
（３）当該会員が死亡しもしくは失踪宣告を受けたとき、または解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利および義務）
第１２条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については．一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　社員総会

（種類）
第１３条　当法人の社員総会は、定時総会および臨時総会の２種とする。

（構成）
第１４条　当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。
２　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（権限）
第１５条　社員総会は、次の事項を議決する。
（１）入会の基準並びに会費および入会金の金額
（２）会員の除名

（３）役員の選任および解任
（４）役員の報酬の額またはその規程
（５）各事業年度の決算報告、事業計画、予算計画
（６）定款の変更
（７）長期借入金並びに重要な財産の処分および譲り受け
（８）解散
（９）合併並びに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
（１０）理事会において社員総会に付議した事項
（１１）前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

（開催）
第１６条　定時総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。
臨時総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１７条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
２　総正会員の議決権の１０分の１以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

（議長）
第１８条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

（決議）
第１９条　社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項
３　理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理）
第２０条　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する

書類を当法人に提出しなければならない。

（議決、報告の省略）
第２１条　理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
２　理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第２２条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長および出席した副会長は、前項の議事録に記名押印する。

（社員総会規則）
第２３条　社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第４章　役員等

（役員の設置等）
第２４条　当法人に次の役員を置く。
（１）　理事　　３名以上３０名以内
（２）　監事　　２名以内
２　理事のうち、１名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、３名以内を副会長とすることができる。
３　理事のうち１７名以内を業務執行理事とすることができる。

（選任等）
第２５条　理事および監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。
２　東近江市能登川地区自治会連合会の役員は、これを理事に充てることができる。
３　会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
４　監事は、当法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
５　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者または３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）
第２６条　会長は当法人を代表し、その業務を執行する。
２　副会長は、会長を補佐する。
３　業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。
４　会長および業務執行理事は、毎事業年度に４ケ月を超える間隔で２回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
２　第２５条２項による理事は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退任するものとする。ただし、次期の東近江市能登川地区自治会連合会役員が新たに理事に就任するまでは、理事としての権利義務を有する。
３　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
４　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
５　理事または監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（解任）
第２９条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。
　ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上あって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）
第３０条　役員に対しては、社員総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

（取引の制限）
第３１条　理事が次に揚げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
（１）自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
（２）自己または第三者のためにする当法人との取引
（３）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除等）
第３２条　当法人は、役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（顧問）
第３３条　当法人に、若干名の顧問を置くことができる。
２　顧問は、正会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
３　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすること

ができる。

（顧問の職務）
第３４条　顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第５章　理事会

（構成）
第３５条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３６条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）社員総会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定
（２）規則の制定、変更および廃止に関する事項
（３）前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
（４）理事の職務の執行の監督
（５）会長、副会長、業務執行理事の選定および解職
２　理事会は、次に揚げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
（１）重要な財産の処分および譲受け
（２）多額の借財
（３）重要な使用人の選任および解任
（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
（５）理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
（６）第３２条の責任の免除

（種類および開催）
第３７条　理事会は、通常理事会および臨時理事会の２種とする。
２　通常理事会は、毎年２回以上開催する。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき
（２）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

（招集）
第３８条　理事会は、会長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合および一般法人法第１０１条第３項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。
２　会長は、前条第３項第２号または一般法人法第１０１条第２項に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）
第３９条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

（決議）
第４０条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第４１条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第４２条　理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りではない。

（議事録）
第４３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事は、これに記名押印する。

（理事会規則）
第４４条　理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第６章　会計

（事業年度）
第４５条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画および収支予算）
第４６条　当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告および決算）
第４７条　当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第１号および第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。
（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
（１）監査報告
（２）会計監査報告

（剰余金の分配）
第４８条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第７章　定款の変更および解散

（定款の変更）
第４９条　この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解散）
第５０条　当法人は、一般法人法第１４８条第１号、第２号および第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）
第５１条　当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第５条第１７号に揚げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第８章　委員会

（委員会）
第５２条　当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。
２　委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから理事会が選任する。
３　委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第９章　事務局

（設置等）
第５３条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
３　事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
４　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第１０章　附則

（委任）

第５４条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（最初の事業年度）
第５５条　当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成２６年３月３１日までとする。

（設立時役員）
第５６条　省略

（設立時社員の氏名および住所）
第５７条　省略

（法令の準拠）
第５８条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(変更履歴)
１．平成２５年４月１日施行
２．平成２７年６月２０日施行（変更；第２５条、第２８条、第３７条）
３．平成２８年５月２８日施行（変更；第２４条）

参考２

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会　組織図

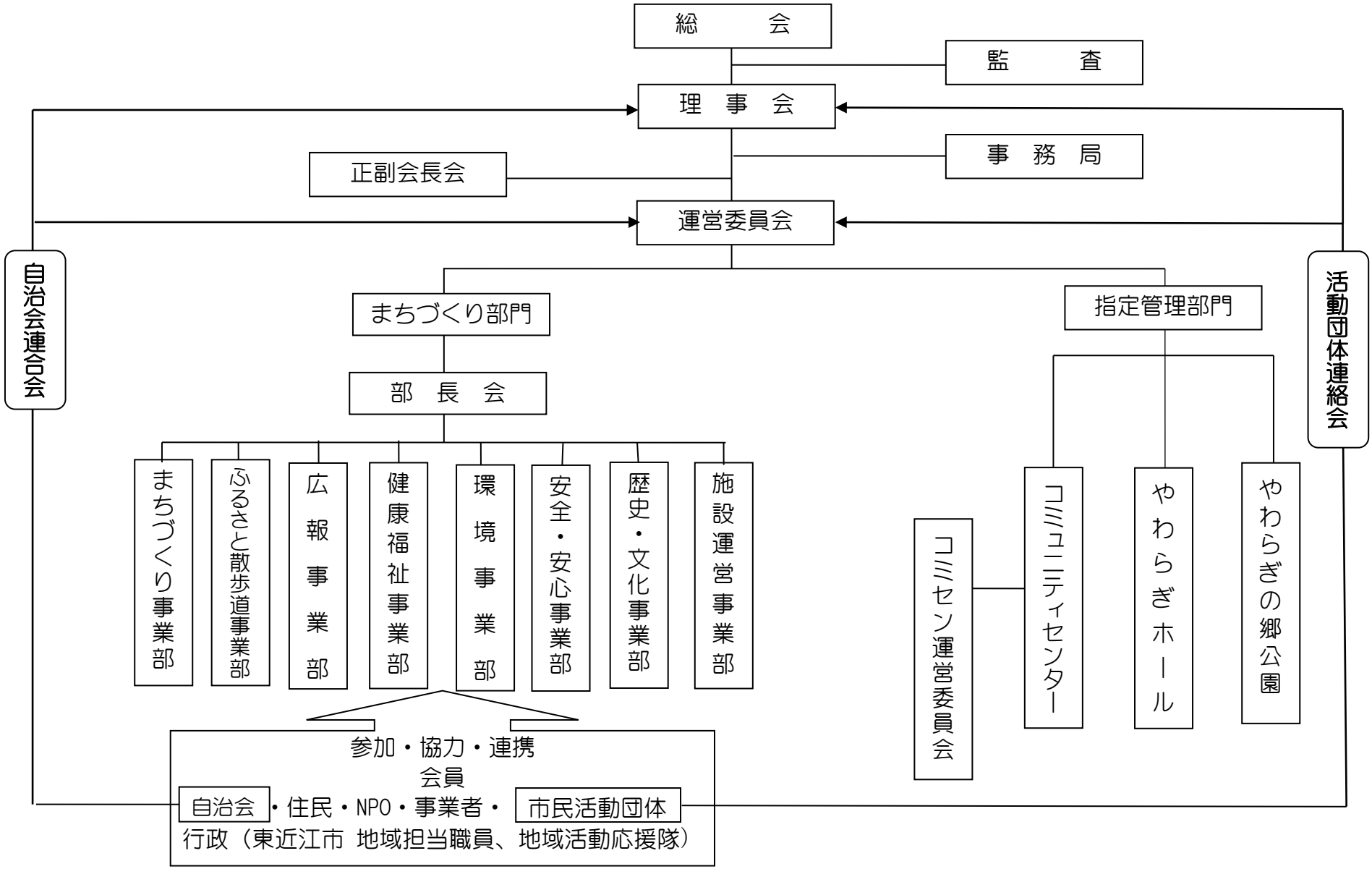

参考３

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会 名簿

H30. 5. 8現在

1. 正会員名簿（敬称略）

個　人			
1	青木　忠雄	63	田井中　成元
2	浅井　利温	64	田井中　丈三
3	阿部　喜和	65	田井中　弥一郎
4	井口　博	66	田井中　隆藏
5	石井　久美子	67	田口　善弘
6	石田　純一	68	武田　潮
7	市居　一良	69	田附　修
8	市木　徹	70	田中　敏次
9	伊庭　貞一	71	田中　博美
10	居原田　善嗣	72	田辺　長司
11	今井　陸之助	73	田辺　初美
12	今堀　嘉一	74	谷口　哲雄
13	今堀　貢	75	谷村　昭仁
14	今堀　豊	76	塚本　修
15	今村　幸一	77	辻　　昭夫
16	大藏　大三	78	辻　　英幸
17	大辻　彦	79	坪田　幸大郎
18	大橋　昇一郎	80	出路　敏秀
19	大橋　正司	81	戸嶋　幸司
20	大橋　正徳	82	冨江　義和
21	荻野　忍	83	中川　庄三
22	尾原　芳典	84	中川　満
23	桂田　昌彦	85	中村　幸一
24	加藤　誠一	86	中村　紘之
25	加藤　義男	87	中村　道彦
26	門脇　宏	88	西　　康隆
27	鎌倉　厚徳	89	西﨑　彰
28	川上　めぐみ	90	西村　二郎
29	河﨑　正一	91	橋　　純治
30	川南　菜穂美	92	橋村　孝一郎
31	川南　壽	93	長谷川　賢祐
32	川南　博司	94	長谷川　清一
33	川村　久仁子	95	原田　明人
34	上林　英男	96	廣瀬　芳文
35	菊川　弘	97	福井　清和
36	北浦　義一	98	福永　繁和
37	北川　陽子	99	福永　信行
38	北﨑　富三	100	藤居　正博
39	北村　通子	101	藤田　淳子
40	木下　眞一	102	藤野　智誠
41	櫛田　善春	103	古坂　伸行
42	小磯　時一郎	104	松田　順子
43	小杉　実	105	三木　秀夫
44	小南　由美子	106	水谷　善一郎
45	作田　美幸	107	村田　洋一
46	佐生　幸子	108	村西　宏
47	佐藤　洋二	109	村林　淳子
48	里田　明	110	村林　嵩雄
49	佐野　武蔵	111	村林　又藏
50	澤　　文一	112	森　　貞雄
51	澤　　吉見	113	山川　徳守
52	柴田　幸義	114	山路　哲司
53	清水　保	115	山田　雅利
54	清水　宗彦	116	山本　眞喜
55	清水　良昭	117	山本　光代
56	志村　俊雄	118	湯浅　嚴郎
57	上坊　重博	119	吉坂　豊
58	白崎　滋	120	吉澤　浩明
59	杉浦　隆支	121	四方　秀亮
60	杉田　米男	122	脇　　和彦
61	杉本　善一	123	渡邊　和男
62	染谷　克己		

自治会	
1	旭ヶ丘
2	阿弥陀堂町
3	安楽寺
4	ｲｰｽﾄﾛｰﾄﾞ
5	泉台
6	猪子町
7	伊庭町
8	今町
9	小川
10	奥田社宅
11	尾芝台
12	乙女浜町
13	垣見町
14	川南町
15	北須田
16	きぬがさ城東
17	きぬがさ中央
18	きぬがさ中洲
19	栗見新田町
20	栗見出在家町
21	桜ヶ丘
22	佐生
23	佐野
24	志賀田
25	新宮西
26	新宮東
27	神郷
28	神郷団地
29	新種
30	躰光寺町
31	大地
32	大徳寺
33	大中町
34	高岸台
35	種
36	長勝寺
37	ﾄﾞﾘｰﾑﾊｲﾂ
38	能登川
39	能登川栄町
40	ﾊﾟｰｸｼﾃｨ能登川
41	早苅
42	林町
43	東佐生
44	東佐野
45	福堂町
46	堀切
47	本町
48	緑が丘
49	南佐野
50	南須田町
51	山路町
52	ﾚｲﾝﾎﾞｰｼﾃｨ
53	若葉

市民活動団体	
1	NPO法人能登川総合ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ
2	NPO法人エトコロ
3	更生保護女性会能登川分区
4	宗祇法師顕彰会
5	能登川ゲートボール連盟
6	能登川地区子ども会指導者連絡協議会
7	能登川地区少年補導員会
8	能登川地区人権のまちづくり協議会
9	能登川地区スポーツ協会
10	能登川地区文化協会
11	能登川中学校区教育研究会
12	のとがわ福祉の会
13	東近江市能登川赤十字奉仕団
14	東近江市老人ｸﾗﾌﾞ連合会能登川ﾌﾞﾛｯｸ
15	東近江市青少年育成市民会議能登川支部
16	社会福祉法人　真寿会

総合計　192名

2. 準会員名簿（自治会50音順）

NO	自治会名	氏名
０１	旭ヶ丘	川合　公市
０２	阿弥陀堂町	中川　新二
０３	安楽寺	山本　成靖
０４	イーストロード	折本　和正
０５	泉台	井口　徳治
０６	猪子町	小林　重治
０７	伊庭町	山本　和宏
０８	今町	青木　敏之
０９	小川	大前　兵次郎
１０	奥田社宅	清川　廣子
１１	尾芼台	青谷　修二
１２	乙女浜町	今堀　吉一
１３	垣見町	桂田　昌彦
１４	川南町	木下　清和
１５	北須田	古川　幸夫
１６	きぬがさ城東	桒原　文治
１７	きぬがさ中央	萩原　和彦
１８	きぬがさ中洲	石井　哲夫
１９	栗見新田町	村林　則夫
２０	栗見出在家町	村林　三一郎
２１	桜ヶ丘	須田　浩嗣
２２	佐生	菅山　春男
２３	佐野	大西　幹雄
２４	志賀田	岸　　邦博
２５	新宮西	澤　　清行
２６	新宮東	若林　盛隆
２７	神郷	森　　孝志
２８	神郷団地	志村　早苗
２９	新種	石井　規雄
３０	躰光寺町	櫛田　正敏
３１	大地	森　　健太郎
３２	大徳寺	野田　智秀
３３	大中町	松村　昭和
３４	高岸台	山下　正克
３５	種	辻　　昭夫
３６	長勝寺	藤野　裕人
３７	ﾄﾞﾘｰﾑﾊｲﾂ	門脇　宏
３８	能登川	山本　俊夫
３９	能登川栄町	橋本　智
４０	ﾊﾟｰｸｼﾃｨ能登川	黒田　浩一
４１	早苅	中村　次雄
４２	林町	津田　徹
４３	東佐生	田中　秋作
４４	東佐野	上林　孝
４５	福堂町	田井中　惠
４６	堀切	黒田　宜正
４７	本町	桂田　繁
４８	緑が丘	小亀　忍
４９	南佐野	辻　　典剛
５０	南須田町	宮澤　典久
５１	山路町	小南　重隆
５２	レインボーシテ	西澤　豊
５３	若葉	鎌倉　一子